

名古屋大学哲学学会会則

第一条 本会は名古屋大学哲学会と称する。

第二条 本会は哲学研究の進展と普及に努め、併せて会員相互の研究上の連絡と親睦を図ることを目的とする。

第三条 本会はこの目的を達成するために左の事業を行う。

1 年一回の研究大会の開催

2 研究発表会、講演会等の適時開催

3 会報ないし機関誌の発行、配布

4 その他必要な事業

第四条 本会は一般会員、教官会員、特別会員より構成される。

一般会員 次の①もしくは②のいずれかに該当する者

① 名古屋大学文学部・文学研究科哲学研究室に過去に在籍した者、および現在在籍している者

② ①以外の、名古屋大学に過去に在籍した者もしくは現在は現在在籍している者で、入会を希望する者

教官会員

名古屋大学文学部・文学研究科哲学研究室、および情報科学研究所(旧教養部) 哲学系研究室に過去に所属した教官、および

現在所属している教官

第五条 本会は左の役員をおく。

委員 若干名

会計監査 二名

幹事 若干名

第六条 総会は年一回定期的に開き、その他必要があれば臨時に開くことができる。総会は会員の中より委員および会計監査を選出

する。また総会は一般報告ならびに会計報告を受ける。

第七条 委員は会員の中より、教官・学生・卒業生、各若干名とする。

第八条 委員は委員会を構成し、総会の決定に従つて会の運営について協議決定する。

第九条 委員の中より委員長一名を選出する。委員長は本会を代表する。

第十条 委員の任期は二年とする。

第十一条 会計監査は年一回会計を監査する。その任期は二年とし、他の役員を兼ねることはできない。

第十二条 幹事は委員会より委嘱され、任期一年とし、本会の事務を行う。

第十三条 役員はすべて再任をさまたげない。

第十四条 本会の会員は、左に定める年会費を納めるものとする。

但し、教官会員の内、過去に所属した教官は、一般会員と同額の年会費を納めるものとする。

一般会員 二〇〇〇円

教官会員 三〇〇〇円

特別会員 三〇〇〇円

第十五条 本会則は委員会の決議を経て変更することができる。但し、総会の承認を要する。

(本会則の第四条および第一四条は、二〇〇三年四月十九日付で、委員会の決議および総会の承認を経て、一部変更された。)

執筆 者 紹 介

山 田 弘 明 (やまだ ひろあき)

1945 年 生

1968 年 京都大学文学部卒業

1976 年 京都大学大学院文学研究科博士課程修了

現在、名古屋大学大学院文学研究科教授

吉 田 健 太 郎 (よしだ けんたろう)

1966 年 生

1989 年 名古屋大学文学部卒業

1995 年 名古屋大学大学院文学研究科博士課程満期退学

現在、愛知教育大学社会科教育講座助教授

松 井 貴 英 (まつい たかひで)

1971 年 生

1996 年 名古屋大学文学部卒業

2000 年 名古屋大学大学院文学研究科博士前期課程修了

2004 年 名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学

現在、三重大学非常勤講師

三 谷 竜 彦 (みたに たつひこ)

1973 年 生

1996 年 神戸大学文学部卒業

1999 年 名古屋大学大学院文学研究科博士前期課程修了

現在、名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程在学中

山 本 祐 歌 (やまもと ゆか)

1974 年 生

1997 年 南山大学文学部卒業

2001 年 名古屋大学大学院文学研究科博士前期課程修了

現在、名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程在学中